特集

JEAS NEWS SPECIAL ISSUE

「環境基本計画」

本年4月、中間とりまとめ・最終案のパブリックコメントを経て、第四次環境基本計画が公表された。今回は環境基本計画を特集する。

環境省に計画の概要を説明いただくとともに、計画策定に中心的に関わられた福岡大学浅野先生をお招きし、策定経緯などをお聞きした。また、特色ある取り組みを行っている横浜市、栃木県益子町に取材し、その概要をとりまとめた。

第四次環境基本計画の概要について

環境省総合環境政策局環境計画課　計画調整係長　下田和明

1. はじめに

環境基本計画とは、環境基本法に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもので、これまでに3回（平成6年、12年、18年）策定されている。

昨年3月に環境大臣から諮問を受け、中央環境審議会において第四次環境基本計画（案）の審議が行われた。本年4月18日に同審議会から答申を受け、4月27日に閣議決定された。

2. 第三次環境基本計画からの主な変更点

第三次環境基本計画からの主な変更点は、以下のとおり。

- 持続可能な社会を構築する上で、「安全」の確保を前提に「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成する。
- 「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」を各分野に共通する重点分野と位置付けて取組を進める。
- 東日本大震災及び原子力発電所事故の状況を踏まえ、復旧・復興に係る施策、放射性物質による環境汚染対策に取り組む。

3. 概要

(1) 目指すべき持続可能な社会の姿

第四次環境基本計画では、これまでの環境及び社会経済の状況を踏まえ、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野を統合的に達成することに加え、『安全』がその基盤として確保される社会」と位置付けた。

なお、これら3分野では、今後、エネルギー政策と温暖化対策との表裏一体な見直し、愛知目標を踏まえた生物多様性国家戦略の改定、循環型社会形成推進基本計画の改定が予定されており、新たな具体的な目標や施策の検討を行っていくことになる。

(2) 今後の環境政策の展開の方向

上記で示した目指すべき持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向として、以下の4つの考え方を提示した。

①政策領域の統合による持続可能な社会の構築（環境・経済・社会、環境政策分野間の連携）

②国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化（国益と地球益の双方の視点）

③持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成

④地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

(3) 9つの優先的に取り組む重点分野

上記の4つの基本的方向性を踏まえ、第三次環境基本計画に引き続き、当面優先的に取り組むべき重点分野を設定した。

まず、現下の環境政策を取り巻く

注1：平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法
注2：「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的な考え方」（平成23年10月29日）
注3：「除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）について」（平成24年1月26日）

状況を踏まえ、低炭素・循環型・自然共生、安全・安心な社会の実現に向けた取組に共通する施策として、以下の横断的な3分野を定めた。

①経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

環境産業における投資や技術開発の促進などが、環境保全のためのみならず、日本経済を牽引する。また、世界的な環境、資源制約を克服し、国際的な持続可能な社会経済システムを確立していくことに貢献する。

②国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

環境問題は、世界経済の発展や資源エネルギーの問題と密接に関わっており、地球温暖化対策や生物多様性の保全などの国際交渉において各国間に複雑な利害関係があることから、政治・外交上の重要な課題となっている。このため、わが国の国益と地球環境保全の双方の観点から戦略的な国際協力、国際交渉を進めていく。

③持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

わが国の人口がすでに減少し始めている中、森林、農地、河川、都市等の国土の国民全体による維持・管理、地域資源の活用、環境教育、ネットワークづくりを通じて環境的に持続可能な地域づくりをする必要がある。特に、地域づくりと人づくりの成果が相乗的に発揮される地域社会を実現する。

次に、事象面で分けた重点分野を、分野間の関係、政策の連携を意識し、以下の6分野を定めた。

④地球温暖化に関する取組

⑤生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

⑥物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

⑦水環境保全に関する取組

⑧大気環境保全に関する取組

⑨包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

さらに、東日本大震災からの復旧・復興に係る施策と放射性物質による環境汚染対策については重点分野とは別個に、それぞれ章として取り上げ、以下について記述している。

●東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項

特に、被災地における、①自立・分散型エネルギーの導入等の推進、②広域処理を含む災害廃棄物の処理、③失われた生物多様性の回復、に取り組む。

●放射性物質による環境汚染からの回復等

①特措法(注1)、特措法に基づく基本方針、「中間貯蔵施設等の基本的な考え方(注2)」、「除染ロードマップ(注3)」に基づく放射性物質による汚染廃棄物の処理、除染等の取組の実施、②放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響の把握、③環境基本法等の改正を踏まえ、今後の放射性物質による環境汚染に対する対応の検討、に取り組む。

4. 環境影響評価制度について

環境影響評価制度については、重点分野「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」の中で、中長期的な目標として、事業の計画や政策立案段階における戦略的アセスメントの検討及び環境影響評価制度の着実な実施を進めることを掲げるとともに、基本的方向性として、より上位の戦略的環境アセスメントの検討、環境影響評価制度の着実な運用及び環境配慮の考え方の促進を行うことを定めている。

5. おわりに

環境基本計画の全文については、平成24年6月12日の官報（環境省告示第98号）に掲載されているほか、環境省ホームページでも掲載されている。

http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/index.html

特集
環境基本計画

第四次環境基本計画策定の経緯と特徴

インタビュー：福岡大学法学部教授　浅野直人

1. はじめに

本年4月、中央環境審議会（以下、「中環審」という）答申を受け、第四次環境基本計画が閣議決定された。中環審で中心的にとりまとめに関わられた福岡大学の浅野直人先生に、中環審での議論や計画策定のご苦労などをうかがった。

2. 改訂作業について

Q1 第四次環境基本計画策定にあたっての社会的背景についてお聞かせください。

地球温暖化の進行がやはり一番大きな問題であり、その他に名古屋で開催されたCOP10で生物多様性について国際的な合意があったことも背景にある。加えて、世界的にも経済が停滞し、不安定であることが環境政策に及ぼす影響は非常に大きい。

また、これまでも環境最優先だけでなく国益を考えないのはおかしいのではないかという意見があったが、これを無視すべきでないという時代になってきている。さらに、昨年3月11日の東日本大震災と原発事故（以下、「3・11」という）が国民の価値観を大きく変えたこと、これらは大きな社会的背景である。

Q2 環境基本計画で定めた指針の実施状況についてお聞かせください。

3・11以前までの状況で言えば、目標を定めてやってきたことは順調に達成されつつあると言える。ただ、残念なことにそれ以降の第四次環境基本計画の策定中には、震災による急激な変化を把握するための定量的データがないままに、これまでのデータを頼りに計画を検討せざるをえなかったため、その後の変化とのずれのおそれがないとはいいきれないことも事実だ。

Q3 第三次環境基本計画の進捗点検結果を踏まえた第四次への反映状況はいかがでしょうか。

これまでの進捗状況の点検は活かせた。しかし、3・11以降の状況の不透明さを十分には反映できていない。また、指標による点検はなお不十分であって、それを踏まえての新計画かと言われると辛いものがないわけでもないようだ。しかし、指標を作り点検することがきわめて重要であることは、第三次環境基本計画策定以降、委員皆の共通した認識であり、次の第四次環境基本計画においても指標に基づいた進捗・点検をさらに積極的に進める必要があると考えている。

Q4 中環審での様子についてお聞かせください。

中環審にはいろいろな立場の方がメンバーに入っておられるので、いろいろな意見が出てくる。議事録を読んでいただければ分かるように環境政策と産業経済政策のバランス、対立といった場面があったが、お互いの意見が出てくるというのは、むしろ中環審が健全な証拠である。これら議論を総合的に判断して、最終的にはバランスをとって答えを出していくというのが中環審の伝統的文化である。

3. 第四次環境基本計画のポイントについて

Q1 第四次環境基本計画の特徴、ポイントをお聞かせください。

①安全の確保を前提に低炭素・循環・自然共生を統合的に達成

第一次計画はやや総花的・箱庭的に重要事項を全部並べていたが、第二次計画からは構成にメリハリやストーリー性を持たせ、重点的な取り

浅野直人

第一次環境基本計画から継続して計画策定に携わり、今回の第四次環境基本計画検討においても部会長代理としての役割を担う。その他、循環型社会計画部会、水環境部会、土壌農薬部会、地球環境部会の部会長代理など中央環境審議会での活動のほか、福岡県・福岡市・北九州市環境審議会等の会長も務めている。

組み項目を戦略プログラムとしている。これは、第三次計画からは、重点領域プログラムとしている。今度の計画では、これまでのやり方とは逆に横断的な項目を先にあげて、その後に個別項目をあげることにした。これは、個々の領域の取り組みをバラバラに実施するには限界があり、共通項を考えて検討する必要があると考えたためである。

なお、今回の計画の検討に際しては、3・11の出来事以来、安全安心が国民の大きな関心事になったとして、これまでのような低炭素社会、循環型社会、自然共生社会という概念の他に、安全安心社会の確立を求める声が多くあった。しかし、安全安心というのは主観的な視点であり、それに対して、低炭素や循環、自然共生は客観的な物差しで測ることができるもので、それらを同列に並べて比較すると、計画の整合性、体系性が崩れるという考えも出された。

元来、より良い環境のもとに過ごす、あるいは持続可能な社会を作ることの根本にあるものは安全安心社会であり、これと、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を同列に扱うものではない。安全安心社会が環境政策の基本であるということは第三次計画においてもすでに示してきていることで、改めて言うことでもない。ただ、東日本大震災のことを無視するわけにはいかなかったので、「安全の確保を前提」という考えを表に表すことにした。

②経済社会のグリーン化、グリーン・イノベーション

社会経済構造を変えなければ、持続可能な社会は実現できない。しかし、これまでも言われ続けながら、なかなか定着しない。重要な政策決定の論議も、多くの場合には経済的利益の観点だけが論じられることが多く、低炭素社会、循環型社会づくりといった観点からの議論がないことがほとんどである。中環審としては、「経済社会を変える、環境政策をより適合させていく」ことは最重要テーマだと思っているので、これを真っ先にあげた。反面、経済と無縁のような顔をして環境政策を論じることも避けるべきであって、環境政策と経済政策とは深く関わることを認めていくことが重要との認識も示している。

③震災復興・放射線汚染

今回の計画で、この二つをどうするかについては、独立の節として掲げよとの意見と、個々の項目の中で扱うという意見とがあった。

震災復興も10年20年先を考えてすべきことと、早急にすべきこととがある。これを同列に基本計画で掲げることは適当でない。地域づくり・人づくりのテーマの箇所で、震災復興復旧を取り上げ、特に環境政策の観点からの関心事を強調しておくことが必要である。また、放射線汚染についても、基本計画では、化学物質による環境リスク管理の問題とともに、今後、二度と深刻な汚染を引き起こさないようにするための環境政策の観点から強調すべきことを掲げる必要がある。

後者の意見は、このような立場から出されたものであったが、やはり多くの国民の関心事でもあり、政治的にもこれを基本計画が軽視しているという印象を与えるべきでない、との配慮から、計画では、この二つが独立項目とされた。

Q2 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進とは何でしょうか。

グリーン化とグリーン・イノベーションの「グリーン」は、突き詰めて考えて言葉を使ったというわけではなく、あくまでもイメージ。「グリーン」を環境基本計画の中で定義付けているわけではない。今度のリオ+20でグリーン・イノベーションがでてくるので、そういう意味では、新鮮だから使わなければいけないという面もあった。計画としてはグリーン、グリーンといっているけれども、それは環境配慮型社会と同じことだと思えばいい。その上でこれから政策を進める中で何がグリーンか

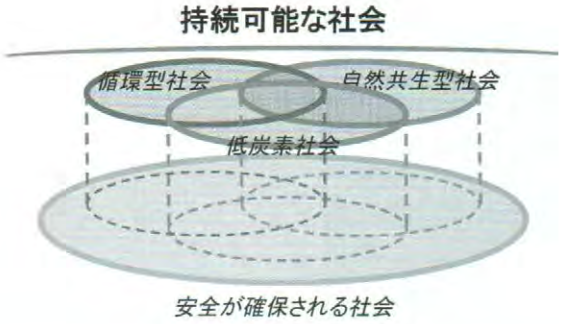

を考えればいいのではないかと思う。

Q3 地球温暖化対策の目標について、設定の経緯をお聞かせください。

地球温暖化対策の目標は、正直、大変悩ましい問題である。多くの委員が主張したのは、東日本大震災があっても、2050年の目標を明確にさせることが非常に大事であるということだった。2050年にどこまでいかなければいけないのかということを決めることによって中期や短期の目標が決まってくる。ここまでやらなければいけないということをはっきり示すべきなので、2050年目標は必須であると考えた。第三次計画以来、バックキャストということを言ってきている。すなわち、最初から長期の目標を立ててそれから逆算していき、そして現在、その途中がどうなるかの議論をしなければいけない。今からどれだけのことができるかだけを議論していく場合、できる範囲でしか話は進まない。

また、温暖化対策に関していうとわが国では、「我慢しましょう、電気を消しましょう、節約しましょう。」と言うだけである。そうではなく、インフラ整備を含めた議論をしないことには温暖化対策はできない。そのためにも50年後どうなるかということを議論し、今から目標に合わせて街づくりやインフラ整備を行っていかなければいけない。たとえば、震災復興においては、今後の街づくりを考えて戦略的に思い切ってやらなければいけないと思っている。

長期の目標は必要であるのだが、目標という言葉をどういう意味で使うかは、人によって認識が違う。技術者は目標を設定するとそれを達成しなければいけないと考えるが、目標はあくまで目標なのだから、達成できなければ目標は達成できなかったと言うくらいでいいのではないか。委員の中には目標という言葉は嫌だと言う意見もあったが、「目標」が嫌なら「目指す」でもいい。目安を設定して、それを目指すことが重要である。ただし、東日本大震災以降は原子力の問題で大きく状況が変わっており、今後どうなるかは、まったく不透明な状況であり、今回の計画には、温暖化対策の具体的内容を十分に盛り込むことはできなかった。原発ゼロで温暖化対策というためには莫大な国民の負担をともなうといったことも十分には書けていない。

4. 今後の展開

Q1 国民への浸透をどのようにしたら良いとお考えでしょうか。

ステークホルダーごとに基本計画の考え方がどう響いてくるのか分かるようなパンフレットを作って配るべきだろうという議論をしている。ただし、予算が少ない。国の経費削減において、政策の重要さと関係なく予算がなくなっているのは大変大きな問題である。

もう一つ大きな問題は、環境省が持っている基本計画だけでも3つあり、さらに今度、低炭素でも同じような基本計画ができてくることになると、環境基本計画の位置付けが問題になる。極端な例では、環境基本計画はデータ合わせと生物多様性と循環基本計画の一部だけを使えばいいという意見もあった。私は環境基本計画が上位だと言い続けているが、残念ながらその割には位置付けがはっきりしない。環境基本計画の浸透というときの悩みは実はそこにある。

Q2 今後の課題などをお聞かせください。

次の計画までの課題は何かと、それは環境基本計画を持続可能な社会づくり基本計画にしていくことだと鈴木基之中環審会長は言われる。これは傾聴されるべき考え方だが、このためには難問も多い。従来は環境政策のターゲットは、環境基準の達成など、はっきり定量化できるものを中心に考える傾向があった。しかし、持続可能性のことを言い始めた場合、何をもって定量化するか、言い換えれば、豊かさとか幸せをどういう物差しで判断していくのかということが大きな課題になってくる。その点については、今回の計画策定

では十分な議論はできなかったので、今後5年間かけて考えなければいけないテーマであると思っている。

これから先、経済が今までと同じように右肩上がりで成長することはないだろうと、誰もが皆思っている。だとしたら、われわれは貧しくなるのか。そうではないはずだろう。社会が変化していく中で、真の豊かさ、幸せについて、環境政策の面からも何を物差しとすべきかということを考える必要があるだろう。

5. 環境アセスとの関連

Q1 環境基本計画と環境アセスメントの関連などについて、お聞かせください。

環境汚染防止や自然保護などのうち、定量化できるものだけを相手にするアセスには限界があると思っている。本来アセスは、環境負荷の低減や持続可能な社会を作るためのツールであるべきで、定量的に判断してそれで説明がつかないものは切り捨てるという発想でやっている従来型のアセスではどうにもならないだろう。

多様な価値をどう測るかという物差しを開発しなければいけない。また、多様な価値がある現代において、どういう配慮をすれば配慮したことになるか、配慮手法にも課題がある。従来のアセスは定量的にものをいい、規制的なものでしか環境配慮も認めてもらえない。そこに大きな問題があり、どこまでいってもアセスは規制法であるという印象を事業者に与えてしまう。この状態からどうやって脱却するかが大きい。

アセスというのは規制法ではなく、情報提供や情報調整のツールである。そのことを徹底していかなければいけない。アセスの現場でやらなければいけないことは、評価の物差しみたいなものを大胆に開発し、提案して使うことかと思う。また、たとえば、道路を作ることにより、これだけCO_2削減につながりますといったことも書けばいいと思う。限られた環境負荷に対し、それが基準を満足するから問題がないというのではなく、もっと複合的な視点で、何をもって配慮とするかを考える必要がある。

また、アセスの審査委員をしていて気になるのは、予測の前提条件と配慮とを混同していること。たとえば、低騒音型の建設機械を使うことが予測条件の前提となっているにも関わらず、環境保全措置では低騒音型機械を使うことによる負荷低減を図ると書いている。できることを書いてあるので、何も配慮していないことになるからそれはおかしい。

改正アセス法で導入されたSEAでも配慮書と言っているが、具体的な対策を書く配慮書と言っているわけではない。あくまでも位置や規模を決める時にいろいろな案があり、あれこれ考えて検討してみた結果、「かくかくしかじか、こういう理由でこの案になりました。」、「環境面では負荷が少々高いが経済性やその後のことを考えたらこれしかありません。」というのも配慮である。環境負荷を減らすことをもって環境配慮と考えるからいけない。環境も含めていろんなことを考えることが配慮である。「こちらの方が工事の価値があって、環境の価値よりもこちらの方が遥かに大きい、環境に配慮した対策コストを10倍かけても環境負荷の低減はせいぜい0.1%です。だから無理です。」ということはありえる。

6. おわりに

今回も戦略アセスの必要性が記載されたから、さらに上位段階での戦略アセスの実現にも期待したい。環境基本計画には、環境政策のターゲットがはっきり示されているから、それにあわせて環境政策を立案できる。

環境に関わる技術者は、できれば環境基本計画を第一次から第四次まで通読してほしい。そうすれば、環境政策の変遷が分かるとともに、これからどのような環境政策が必要なのかを知ることができるだろう。

(編集委員：岡山嘉宏／竹下　彰／中村　健／細川岳洋)

特集
環境基本計画

事例紹介／自治体における取り組み

横浜市の環境施策：新たな「横浜市環境管理計画」について

取材協力：横浜市環境創造局政策調整部政策課　課長　緒賀道夫
担当係長　久保寺信行
畠山貴紀

1. はじめに

横浜市は、環境政策に関して、独自に先進的な取り組みを行っており、2011年4月に総合的な環境計画として、“新たな「横浜市環境管理計画」(注1)”を策定した。そこで、本管理計画について、横浜市環境創造局政策調整部政策課にお話をうかがった。

2. 環境管理計画の策定経緯

横浜市は、1985年5月の横浜市公害対策審議会答申をもとに、説明会の開催等により市民及び事業者からの意見を聞いた上で、1986年4月に横浜市環境管理計画「環境プラン21」をまとめた。

「環境プラン21」は、横浜市総合計画の「よこはま21世紀プラン」の環境版として位置付けられ、市内の快適な環境を守ることを目標とし、街づくりの指針として、公害、自然保護から都市基盤、生産環境まで幅広く対象としたほか、市内を地形などの環境特性から83地区に細分化し、地区ごとに環境特性に対応した配慮事項を細かく設定している。

その後、1993年に「環境基本法」が施行され、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」の制定を受けて、1996年に「横浜市環境管理計画」が策定され、さらに、2004年に、関連法令への整合を中心とした改訂を行った。今回策定された管理計画は3代目にあたる。

本管理計画策定にあたっては、全庁的な関係課長会において議論を行い、その結果を計画に反映する形式をとっている。

3. 施策体系と総合的な視点の導入

本管理計画策定時において特に重視した点は、従来型の環境の視点からの施策や個別の課題に応じた制度立案等による対応だけではなく、「環境と人・地域社会」、「環境と経済」、「環境とまちづくり」の3つの視点による体系を構築し、広範な分野と連携した、総合的・横断的な取り組みを進めることとしたことである（図－1）。

総合的な視点による基本政策と、環境側面からの基本施策との役割分担については、本管理計画は総合計画であり、個別施策に関しては各関連部局の政策に基づき実行される。

環境施策の新しい試みとしては、「これまで開発者の視点で進められてきた事業などに関しても、環境の視点を導入していくほか、持続可能な発展もうまく取り込んだ施策を進めていきたいと考えている。」とのことであった。

本管理計画に掲げる取り組みについては、「2012年度は生物多様性の取り組みに重点を置き進めている。また、低炭素や資源循環さらに自然共生の視点による取り組みを進めている。」とのことであった。

4. プロセス管理の取り込み

本管理計画では、プロセス管理を基軸に据えて、具体的な進捗管理の方法などを明確に示すこととしている（図－2）。この管理手法は、林文子市長が民間企業と同様のプロセス管理手法を横浜市に導入し全市的に進めているものである。

プロセス管理においては、各事業の進捗状況の報告と確認を行っており、横浜市環境創造審議会基本政策部会において、前年度の取組実績報告書やアンケート等による市民意見をもとに、点検・評価を行い、次年度以降の政策の見直し・反映を実施している。

なお、関連部局が参加して情報共

横浜市環境管理計画（右）と年次報告書「横浜の環境」（左）

注1：
http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/keikaku/kanri/images/emp.pdf

■図−1　新たな「横浜市環境管理計画」概要版

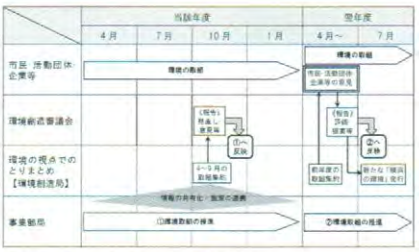

■図−2　プロセス管理の流れ

有等を図る横浜市環境管理計画推進会議では、「開発関連部局でも環境に着目して事業を進めることが重要であることを理解し、各々の事業を推進している。」とのことであった。

5. 多様な主体の関わり方

横浜市の環境行政は、以前より、市民・企業・行政の協働した取り組みを進めているが、今回の改訂では、市民、企業、活動団体が持続的に環境行動に取り組んでいくために、行政の視点から市民の視点に切り替えた取り組みを進めることとした。

その取り組みのひとつとして、本管理計画では、アンケートによる市民意識を施策に反映するようにしているほか、審議会での意見、日常における環境団体や企業とのコミュニケーションの中での意見も施策の参考としている。

また、「横浜の環境」という年次報告書を市民に提供し、3つの基本政策と6つの基本施策ごとに、①総合評価、②現状とデータ、③年度ごとの取組実績、の3項目について記載しており、①の総合評価という項目を設けて、実績数値だけでなく評価という視点でまとめるようにしている。

なお、横浜市は郊外部、都心部など多種多様な環境特性を有する地域から成り立っていることから、市民アンケートを実施するにあたっても、地域性を考慮し、各区で回答する人の構成等が公平になるように設定している。

6. 環境教育

環境教育については、ライフステージのそれぞれの段階で「環境」とふれあうことで環境愛護の心が芽生え自然環境の大切さに気づくことへのきっかけにつながるものとしている。

具体的には、生物多様性に関わる取り組みとして、“b-プロモーション”（生物多様性プロモーション）と銘打って、さまざまな事業を展開しているほか、市民に身近な学びの場を提供するため、市民、市民活動団体、事業者、大学等が実施する環境・地球温暖化問題に関連するさまざまな講座、イベントなどの活動を“ヨコハマ・エコ・スクールYES（イエス）”という統一的なブランドで提供している（図−3）。

その他、多様な主体の一環として、教育委員会による“環境教育実践推進校”も行っている。

横浜市の環境教育においては、キャッチコピーをつけるという特徴がみられる。「横浜市の“戦略的広報（環境プロモーション）”の取り組みのひとつとして、生物多様性などの分かり難い言葉については、いかに分かりやすくアピールしていくかを考え、キャッチコピーをつけることになった。」とのことであった。

また、パンフレットのデザインについても、手に取りやすいデザインにするなど、市民への分かりやすさに力を入れている。

さらに、環境関連情報に特化したツイッター(注2)を運用しており、環境創造局と資源循環局、温暖化対策統括本部の環境関連の三つの部署合同で取り組んでいる。

また、震災以降の市民意識の変化等にともない、横浜市では、都市部で生活を楽しむ一方、水田での生き物観察もできるようなトータルでの「横浜型エコスタイル」を推奨している。

なお、「横浜型エコスタイル」を

注2：
http://twitter.com/yokohama_kankyo

はじめとした環境行動を進めるための「環境プロモーション」については、日々検討を行っているとのことであった。

7. 東日本大震災との関係

東日本大震災に関する取り組みについては、本管理計画が2011年4月に策定されたため、本文冒頭の一部にしか盛り込むことができなかった。しかしながら、策定後には原発事故による影響やエネルギー政策への影響などに関して、審議会で方向性の検討を行い、震災後の環境政策のあり方についても検討したとのことである。

また、2011年9月に実施した環境に関する市民アンケートによれば、今後、横浜市に優先的に取り組んでほしい事項の3番目に、東日本大震災の影響による新エネルギーや省エネルギーへの取り組みが上がっており、前年度の6番目に比べて市民による関心が高まっているとの結果が得られている。

■図-3　横浜・エコ・スクール　YES!Life

8. 特徴的な取り組み

横浜市では、環境の基本施策のひとつである緑の分野で、「横浜みどりアップ計画」という取り組みを進めている。

「横浜みどりアップ計画」では、市民税（個人・法人）に上乗せ（個人の場合、年間900円）する「横浜みどり税」も財源としながら、「樹林地を守る」、「農地を守る」、「緑をつくる」の3つの分野でさまざまな事業や取り組みを進めている。

「樹林地を守る」取り組みでは、まとまりのある樹林地を緑地保全制度により指定し、相続等の不測の事態が生じた場合には、市が買い取る事業などを実施している。また、指定や買い取りをした樹林地においては、生物多様性に配慮した維持管理の考え方を定める「保全管理計画」を市民とともに策定し、この計画に基づいた樹林地の管理、保全を進めている。

そのほか、「国から昨年12月に『環境未来都市』に選定され、地球温暖化の施策だけではなく、超高齢化対応や福祉、クリエイティビティといった文化芸術を含めた都市の総体での将来計画を立案しており、庁内で状況の異なる郊外部と都心部の魅力アップを図る方策の議論を各々始めている。」とのことであった。

9. おわりに

横浜市では、策定当時から一貫して「環境管理計画」の名称を用いているのは、策定当時の理念が現在まで引き継がれているからであり、「第4次環境基本計画」と本管理計画の方向性は、基本的に同じとの認識であるとのことであった。

横浜市の環境施策は、当初の「環境プラン21」からすべてが始まっており、計画の改訂が行われてきた中でも、その基本方針はまったく揺らぐ事なく引き継がれているという印象を持った。

本管理計画ではプロセス管理も的確に実行され、年度ごとの取組実績報告書により総合的な評価と次年度以降への課題の抽出などがなされて、市民に情報が開示されていることには感銘を覚えた。

環境教育に関しても、一貫して市民に分かりやすいという視点で進められており、キャッチコピーやパンフレットのデザインの親しみやすさが印象に残った。環境教育プログラムも、これまで環境活動に積極的に取り組んでいない人も気軽に参加できるようなものもあり、随所に市民に親しみやすくするための工夫が感じられた。

（編集委員：杉浦　琴／三島成久）

特集
環境基本計画

事例紹介／自治体における取り組み

益子町の環境施策：益子町環境基本計画

取材協力：益子町民生部環境課　佐藤　巧
益子町環境基本計画推進委員長　橋本晧朗

1. はじめに

益子焼で全国的に有名な益子町は、栃木県の南東部に位置し、面積8,954ha、人口24,055人（2012年8月現在）の町である。

益子町では、2003年3月に第一次環境基本計画を策定し、2009年3月には計画を改訂し、現在は、第二次環境基本計画の策定に向けて、作業を行っている。

益子町民生部環境課の佐藤氏、第一次環境基本計画から計画策定に携わっている環境基本計画推進委員会（以下、「委員会」という）の委員長である橋本氏にお話をうかがった。

2. 計画策定の経緯

この委員会は15名ほどの委員で構成され、公募委員、学識経験者、学校関係者、町の関係者が参画していた。

「計画策定にあたって、一部の委員を公募で集めました。当初、コンサルタントから他自治体で策定された環境基本計画を見せていただきましたが、理想的な概念がちりばめられていて、このようなことが実践できるのかと感じました。

このため、委員からさまざまなアイデアが出てくる中で、自分たちが実際にできるものを計画に組み込んでいこうということで、4つの基本方針に基づき、『ふるさとの川の復活を』、『ゴミの減量化、私たちに何ができる』、『生命を支え、文化の根源たる里山のモデルづくり』などの5つのリーディングプロジェクト等をとりまとめていきました。

とかく計画ものは、理想が書き込まれますが、実施する段階になって難しい場面がある。だれがどこで何をするかを具体的に書き込んだ特色のある環境基本計画ができたと思っています。」と橋本委員長は苦労された策定当時を振り返り、なつかしい表情で語られた。

3.計画の実践と第二次計画

第一次環境基本計画において、①手を携えて助け合い、いつくしみあう、優しい環境のまちづくり、②命をはぐくむ、豊かな自然のまちづくり、③芸術、文化、教育の薫り高いふるさとを愛し、ふるさとに学ぶ環境づくり、④創意工夫を重ね、ムダを省く、新しい世紀の新しい地球環境づくり、の4つの基本方針を軸に、具体的な取り組みを行っている。

「まずは、国や県の環境基本計画や環境政策等の動向を整理した上で、第二次計画の策定作業を行っています。また、実際に行った活動の評価もしています。

実践的な環境基本計画を策定しているので、実際に活動を行っているかどうかという視点で評価が可能になります。

実際に活動を行う際には、基本方針を設定した意図からややずれてしまって活動することもありましたが、策定作業の中では、原点に戻って、これまでの取り組みを評価、見直しをすることができています。」

2007年から町と委員会で開催している益子環境Weeksの期間には、町全体で環境保全に関するさまざまな取り組みが行われている。この中では、益子町内の環境ボランティア団体などの活動を紹介するとともに、早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンターの協力のもと、環境基本計画の実践の体験ということで、リーディングプロジェクトである里山整備等の体験を組み入れている。

「東日本大震災では登り窯が倒壊

したり、今年は竜巻があったりしたので、町内の瓦礫の撤去なども体験してもらっています。」

昨年は、町と地域の自治会が協力して、百目鬼（どうめき）川を対象に「川のフェスティバル」を開催した。その中で河川の清掃を行ったところ、これまでに見たことがないぐらい川が綺麗になったとのこと。

「来年も清掃しようという意見が多くあり、予想以上の反響、効果がありました。」と佐藤氏は言う。

4. 計画策定に係る効果、町民の意識の変化

計画策定に係る具体的な効果としては紙ゴミ等のリサイクルの効果が大きく、町全体で6,500t／年発生するゴミのうち、700t以上の紙ゴミ等を自治会などが独自にリサイクルすることにより減量ができた。加えて、町からの奨励金や紙ゴミの売却益をあわせると、自治会によっては年60万円ほどの収入が得られるところもあるという。

「適切な活動を計画に組み込んだことで紙ゴミのリサイクルが日常的な取り組みとなりました。」

また、益子環境Weeksや「ましこ環境活動・学習マップ（図－1）」で環境ボランティア団体などの活動を紹介することで、町と団体、団体間のゆるやかなネットワークができてきたという。

「行政がトップダウンで計画等への協力・参加を依頼しても協力してもらえないこともある。お互いが理解しあう時間も必要です。今では環境ボランティア団体の活動が把握でき、かつ、協力も得られる体制ができていますので、今後の計画の中では、団体の活動をどのように活かしていくかを考えていきたいと思っています。」と橋本氏は語る。

一方で、益子町といえば陶器ガラの処分も課題になると思い、たずねたところ、陶器ガラを利用した水質改善を検討してみたが、産業廃棄物である陶器ガラを農業用水に入れると水質に悪影響があるのではないかと、農家の方からの反対もあって実現していないとのことである。

「町の担当課と環境ボランティア団体、町民が、環境基本計画の策定と実施に深く関わっているので、今では、多くの町民が、町に情報提供をするようになってきています。町、団体と町民のネットワークが形成されていると思います。」

5. 今後の取り組み

震災後の電気や水道が止まった生活を経験して、町民の意識の中にバックグラウンドとして「震災」があるので、改訂作業の中で計画に組み込んでいきたいと思っており、具体的に町で何ができるか、今後考えていきたいという。

「町では防災計画など、さまざまな計画が策定されていますが、策定の場面に町の環境課も加わることが必要です。今までは震災や竜巻発生後の瓦礫の処理や放射能対策など、環境課は事後処理を行う場面で関わることが多い。震災での経験を踏まえつつ、これからは防災計画などについても、計画策定の段階から環境の視点も加えて検討する必要があると思うのです。」と橋本氏は言う。

また、新たに取り組みたい事項として、環境保全に取り組むことで、経済的にも豊かになる仕組みを作りたいとのことである。具体的には地域通貨として「エコポイント・エコマネー」のようなものを作り、環境保全の取り組みによって得られたポイント等により、町内の協力店舗で商品等が購入できるなどといった仕組みを作りたい。芳賀地区広域ゴミ処理施設の建設にあたり、生ゴミの減量化・堆肥化による取り組みの中で、生ゴミ減量化・堆肥化とエコポイントの仕組みを関連付けることで、そのような仕組みをより実効的にしていきたいという。

さらに、陶器市には外国を含め、全国から多くの観光客が訪れる。これまでの基本計画の作業では、町外からの来訪者が関われるような取り

組みについて、意見は出るものの、十分に検討してこなかったが、今後は具体的に考えていきたいという。

「移住してもらおうとまでは思っていませんが、たとえば、退職後20年間を対象に益子町で環境保全の活動を行いませんかということで、退職したばかりの元気な人たちを募集する。10年は身体を動かし、残りの10年は頭と口を動かしてもらう（笑）なんてことも検討したい。」

■図−1　ましこ環境活動・学習マップ

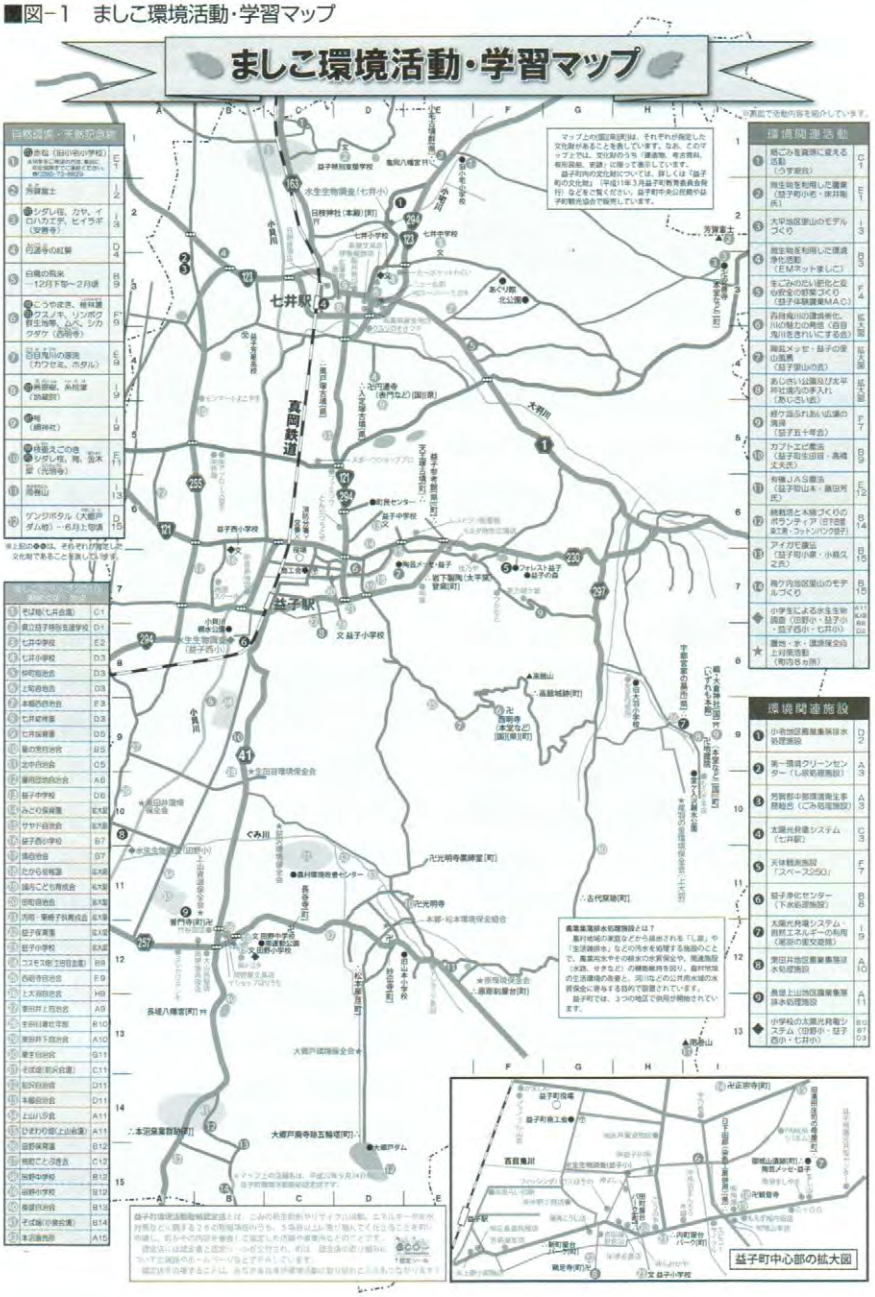

6. おわりに

最後に環境アセスメントのイメージなどについてお聞きした。

「地方ではなかなか環境アセスメントに関わる機会がありませんが、現在、芳賀地区広域ゴミ焼却施設の環境影響評価が行われています。そこでは、影響の大小や環境基準との比較等が説明されるだけで、具体的な計画の検討がどのような経緯で行われているのかが分からないように感じます。

また、環境影響評価の手続きで行われる住民説明会の意見に基づいて、焼却施設の位置や規模等がさらに検討されるのではないかと思っていたが、実際はそうではないようですね。」と橋本氏より鋭いご意見をいただいた。

町民ができることから始める取り組みを重視する益子町環境基本計画。

今後の環境基本計画では、活動や対象の範囲をさらに広げ、「みんなで築く、手づくりのまち」益子町をより魅力的な町にしていこうという意気込みを感じ、Think Globally, Act Locally を実践する好例であると思った取材であった。

（編集委員：桑本　潔／細川岳洋）

JEAS ESSAY

Je

Seiichi Mori

エッセイ

このクニの天恵と天災

岐阜経済大学経済学部　教授

森　誠一

■執筆者略歴
1991年 京都大学で理学博士を取得
1998年 岐阜経済大学　助教授
2003年 岐阜経済大学　教授
現在、岐阜経済大学教授、福井県大野市「イトヨの里」館長、国土交通大学校講師。
専門は進化生態学、社会行動学、環境保全学。
日本魚類学会外来魚問題検討部会長、応用生態工学会普及・連携委員会市民連携担当委員、生き物文化誌学会理事。
国土交通省河川整備基本方針検討小委員会専門委員、文化庁文化審議会文化財分科会第三専門調査会委員、愛知県・福井県文化財保護審議会委員。湧水保全フォーラム代表世話人。

このクニの人々の自然観

寺田寅彦は『日本人の自然観』で「日本の気候が地球上のあらゆるいわゆる温帯の中でも全く独自なものである」とし、そうした「気象条件がちがい従って人間の感受性に対するその作用は全然別物」であり、西洋にはない「春雨」、「五月雨」、「しぐれ」、「秋風」といった語彙の中に、「日本人の自然観の諸断片が濃密に圧縮された形で包蔵されている」という。さらに、寅彦は激しいほどに日本の特異性を語る。「日本の大地は、一方においては深き慈愛をもってわれわれを保育する『母なる大地』であると同時に、またしばしば刑罰の鞭をふるってわれわれのとかく遊惰に流れやすい心を引き緊める『厳父』としての役割をも勤めるのである。厳父の厳と慈母の慈との配合よろしきを得た国がらにのみ人間の最高文化が発達する見込みがあるであろう」と。調和よく畏怖を抱き恩恵を給う日本の自然は、「人間の最高文化」を築くことができる可能性があると、少々気恥ずかしい心持ちになるほどに讃える。思うに、この激しさは国土環境への誇る心情の吐露であり、

大槌町イトヨ生息地源水川。写真の水位より数m高い津波高であった。(2011年3月28日撮影)

愛国といってもいいのだろう。つまり、寅彦は、我が国の天恵と天災の有り様を、少々の気負いのある誇りをもって擬人的に表現しているわけだが、私は単純かつ素直に、これはいいと思う。

洪水と津波のクニ

我が国の最大の自然特性は概して、降雨・洪水および地震・津波にあるといえる。山国でもある日本の河川は急流が多く、毎年降雨期にはその大小を問わず氾濫洪水が至る所で頻繁にある。伊勢湾台風（1959年）に典型されるように、低平地の洪水や山間部の山崩れなど甚大な災害を受けてきた。また、地震も規模を問わなければ、毎年何回もどこかの地面は揺れて被害をもたらしてきた。その地震は津波を伴うことも多く、近年になっても、明治三陸津波（1896年）、昭和三陸津波（1933年）、チリ地震津波（1960年）の3つの大津波が、3、40年ごとに三陸地方を中心に来襲している。2011年には、東北太平洋岸でプレート地震が発生し、巨大な津波により重篤な被害を経験したばかりである。これは、まだ気持ちを含め、まったく終息などとは思えない現状である。

この国を形成する島嶼の東側に大洋が茫洋として広がる地理的条件は、台風や梅雨によって多くの降水をもたらす位置にあり、環太平洋火山帯の一部にある地殻的条件は地震を発生しやすく、津波を伴う頻度が高い性質をもっている。つまり、我が国の災害はいずれも

組み項目を戦略プログラムとしている。これは、第三次計画からは、重点領域プログラムとしている。今度の計画では、これまでのやり方とは逆に横断的な項目を先にあげて、その後に個別項目をあげることにした。これは、個々の領域の取り組みをバラバラに実施するには限界があり、共通項を考えて検討する必要があると考えたためである。

なお、今回の計画の検討に際しては、3・11の出来事以来、安全安心が国民の大きな関心事になったとして、これまでのような低炭素社会、循環型社会、自然共生社会という概念の他に、安全安心社会の確立を求める声が多くあった。しかし、安全安心というのは主観的な視点であり、それに対して、低炭素や循環、自然共生は客観的な物差しで測ることができるもので、それらを同列に並べて比較すると、計画の整合性、体系性が崩れるという考えも出された。

元来、より良い環境のもとに過ごす、あるいは持続可能な社会を作ることの根本にあるものは安全安心社会であり、これと、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を同列に扱うものではない。安全安心社会が環境政策の基本であるということは第三次計画においてもすでに示してきていることで、改めて言うことでもない。ただ、東日本大震災のことを無視するわけにはいかなかったので、「安全の確保を前提」という考えを表に表すことにした。

②経済社会のグリーン化、グリーン・イノベーション

社会経済構造を変えなければ、持続可能な社会は実現できない。しかし、これまでも言われ続けながら、なかなか定着しない。重要な政策決定の論議も、多くの場合には経済的利益の観点だけが論じられることが多く、低炭素社会、循環型社会づくりといった観点からの議論がないことがほとんどである。中環審としては、「経済社会を変える、環境政策をより適合させていく」ことは最重要テーマだと思っているので、これを真っ先にあげた。反面、経済と無縁のような顔をして環境政策を論じることも避けるべきであって、環境政策と経済政策とは深く関わることを認めていくことが重要との認識も示している。

③震災復興・放射線汚染

今回の計画で、この二つをどうするかについては、独立の節として掲げよとの意見と、個々の項目の中で扱うという意見とがあった。

震災復興も10年20年先を考えてすべきことと、早急にすべきこととがある。これを同列に基本計画で掲げることは適当でない。地域づくり・人づくりのテーマの箇所で、震災復興復旧を取り上げ、特に環境政策の観点からの関心事を強調しておくことが必要である。また、放射線汚染についても、基本計画では、化学物質による環境リスク管理の問題とともに、今後、二度と深刻な汚染を引き起こさないようにするための環境政策の観点から強調すべきことを掲げる必要がある。

後者の意見は、このような立場から出されたものであったが、やはり多くの国民の関心事でもあり、政治的にもこれを基本計画が軽視しているという印象を与えるべきでない、との配慮から、計画では、この二つが独立項目とされた。

Q2 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進とは何でしょうか。

グリーン化とグリーン・イノベーションの「グリーン」は、突き詰めて考えて言葉を使ったというわけではなく、あくまでもイメージ。「グリーン」を環境基本計画の中で定義付けているわけではない。今度のリオ+20でグリーン・イノベーションがでてくるので、そういう意味では、新鮮だから使わなければいけないという面もあった。計画としてはグリーン、グリーンといっているけれども、それは環境配慮型社会と同じことだと思えばいい。その上でこれから政策を進める中で何がグリーンか

JEAS 環境アセスメント士 紹介

このコーナーは、応募された会員の環境アセスメント士を紹介しています（五十音順に掲載）。

JEAS in Tokyo

環境アセスメント士の進む道

生活環境部門（2006年）・自然環境部門（2008年）
小高応理

東電環境エンジニアリング株式会社は、発電所の環境関連施設の運転・保守、環境アセスメント、環境創造、一般分析や放射線分析の各種分析・測定、廃棄物の運搬・処理・リサイクルを行う総合的な環境エンジニアリング会社です。私の所属する部署は発電所、港湾埋立事業、風力をはじめとする環境アセスメントに関連する大気・海域・自然環境の調査計画、調査、解析、予測、評価、保全、事後調査といったアセス全般のコンサルティングを行っております。

東電環境エンジニアリング（株）
TEL.03-6372-7150
http://www.tee-kk.co.jp

私は騒音・振動調査でキャリアを始め、幅広い知識と技術が必要となるアセスを軸とした大気環境の業務に関わるうちに、騒音で除外音となる鳥の鳴き声の野帳への記録が「除外音：鳥⇒種名・行動」となるほど野鳥に興味をもってしまい、流れるまま自然環境へも関わるようになりました。

現在は最新鋭の火力発電所の設置に係るアセスに携わっておりますが、プロジェクトの中では地域住民の切実な意見、行政、専門家との膨大なやり取りに対する事業者の対応を間接的にサポートする立場にあります。受託者、アセスメント士としても中立公正に課題を解決し、各主体が納得できる最適な見解を提案しようと技術に基づいた回答を提案してみてもうまく伝わらないことが多々あります。

こんな時に思うのは、アセス業務にアセスメント士の存在が必須となり、中立な立場で直接意見を述べる状況になれば、わずかでも合意形成に向けて前に進むのではないかという想いです。

更新時期を迎えているこの資格ですが、残念ながら名刺のデザインどまりです。今年、環境アセスメント士会が発足し、これまでの個人のみの力量証明に加え、色々な経験をもつアセス屋が集まり前に進むための意見を出し合い始めています。私は重要なCPDとしてこの集まりに参画し、1件のアセスに最低1人のアセス士が参画できるよう活動していきたいと思います。

JEAS in Kanagawa

時代・社会に対応した環境アセスメント士になりたいです！

生活環境部門（2010年）・自然環境部門（2012年）
松山為時

いであ株式会社は、2006年6月に国土環境株式会社と日本建設コンサルタント株式会社が合併して設立された、社会基盤の形成と環境保全の総合コンサルタントです。社名のいであ（IDEA）は、当社の業務分野の社会基盤整備：Infrastructure、災害：Disaster、環境：Environment、快適性：Amenityを合わせたもので、これら幅広い分野での企画、調査、分析、予測解析や設計、維持管理等に携わっています。

いであ（株）
TEL.045-4544-7600
http://www.ideacon.co.jp/

私は入社以来、横浜の国土環境研究所環境技術部に勤務しており、主に臨海部の発電所や空港等の環境アセスメントや、沿岸環境の保全に関連した業務を担当しています。勤続9年目になりましたが、環境アセスメントに関する仕事には幅広い分野での専門的な知識・技術が求められており、日々の勉強の積み重ねが大切だと痛感しています。

環境アセスメント士については、2010年に生活環境部門を、2012年に自然環境部門を取得しました。実際に受験してみると、自分の知識や経験の再確認になり、業務でなじみのない分野についても体系的な知識を習得する良い機会となりました。

最近では従来型の環境影響評価に加えて、計画段階での環境影響評価や、法の対象でない事業分野の影響検討等を行う業務が多くなっており、時代の流れ・社会の動きに対応したコンサルティングが環境アセスメント士に求められるのだなと感じております。

協会の研修等で環境アセスメント士の方とお話しすると、それぞれの経験に基づく知識にとても刺激を受けています。今後は、本年5月に設立された環境アセスメント士会を通して、さらに交流を図れればと考えています。

休日の潮干狩りの後に美味しそうにアサリ汁を食べる息子達の笑顔を見ると、身近に残っている自然のありがたさを実感できます。私のアセスメント士としての仕事が、自然環境の保全の一助になればと願っています。

REPORT 1

第1回　野外セミナー・レポート

尾瀬自然観察研修会

期日　2012年7月6日・7日

尾瀬湿原は、群馬・福島・新潟の3県にまたがる湿地帯で、わが国最大の高層湿原である。地域全体が国の天然記念物に指定され、その成り立ちは、もっとも古い尾瀬の基盤となっている地層で約2億2000万年前といわれている。

7月6日午前11時15分に上毛高原駅に集合。参加者は5名、講師は環境省OBである黒瀬さんが担当してくれた。行程は、吹割の滝を見学→鳩待峠（スタート）→山の鼻（森林）→牛首分岐（湿原）→ヨッピ吊橋（湿原）→東電分岐（湿原）→元湯山荘（ゴール）。

尾瀬に行く途中、天然記念物に指定され、東洋のナイアガラと呼ばれている「吹割の滝」を見学した。水量が少なかったものの、岩質の柔らかい部分が浸食されてできた大迫力の瀑布に圧倒された。その後、鳩待峠にて昼食後、尾瀬湿原に向けて出発した。出発と同時に雨が降り出した。しかし、雨が降ることで、この時期最盛期を迎えるカキツバタやアヤメの濃い紫色の花が、より一層輝きを放ち、私たちを歓迎してくれた。

高層湿原は植物遺体である泥炭層でできており、よく発達したところで、厚さが475cmの場所も存在し、湿原形成が始まってから、現在の高層湿原に至るまでには、6000年もの年月がかかったといわれている。この気の遠くなるような時を経て形成された尾瀬ヶ原湿原には、数多くの貴重な動植物が生息している。川の流れに沿って、土砂が堆積する場所では、ミズバショウが生育し、湿原への移行帯にはヤマドリゼンマイが群生する。皆、ミズバショウやヤマドリゼンマイが織り成す湿原のコントラストに興味津々であった。低層湿原には、ニッコウキスゲ、ワタスゲなどが、高層湿原には、ヒメシャクナゲやタテヤマリンドウが、湿原の中に散在する池塘には、オゼコウホネやヒツジグサが、河川の土砂が堆積してできた場所は処水林と呼ばれ、ダケカンバやウワミズザクラなどで構成された樹林が形成され、このような湿地生態系の特異さは私たちを魅了した。

湿原内を4時間ほど歩き、宿泊地である元湯山荘に到着した。山小屋とは思えないほど広くきれいな部屋・美味しい食事と快適な宿であった。晩には、一部屋に7人全員が集まり、黒瀬講師より尾瀬湿原の保護の歴史について講義を受けた。その中で、電源開発事業や道路建設により、湿原が開発されそうになり、その湿原を守るべく地域住民が立ち上がり、守られてきた経緯など尾瀬の保護の歴史について説明を受けた。先人たちの努力により、この世界に誇るべき湿地生態系が残されてきたことを学び、人と自然のかかわり方について考えさせられた。現在起きている特に深刻な問題としては湿原内のシカの食害などがあげられる。このような問題に対して、私たちは知恵を集結し、この貴重な自然を守っていかなければならない。

2日目は、初日の工程とは少々異なり、見晴、竜宮十字路を抜け、バスが停車している鳩待峠を目指して出発した。天候は雨、前日と同様の湿原景観であるが、植物が微妙に棲み分け、そこに生息する動物相にも変化を与え、私たちを楽しませてくれた。鳩待峠に近づくにつれて、雨脚は強まり、山から沸き立つ雲、その眼下に広がる湿原の壮大さは、人間もまた生態系の一員であることを再認識させてくれた。その後、私たちは湿原を抜け、鳩待峠を登り、帰路に就いた。

本セミナーを通して、この貴重な自然をしっかりと後世に引き継ぐために、尾瀬を自然保護の象徴として残していくことの重要性を知った。そして、日本全土の自然再生や保全が進み、持続的に人と自然が共生できる社会を構築していくことが私たち現代世代の使命であると教わった。

（レポーター：八千代エンジニヤリング（株）　中田康隆）

REPORT 2

環境省説明会・レポート

猛禽類保護の進め方(改訂案)—特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて—の説明会

講師　環境省自然環境局野生生物課　課長補佐　山崎　進
期日　2012年7月17日

1996年に環境庁が発行した「猛禽類保護の進め方」でも取り扱われているイヌワシ、クマタカ及びオオタカの保護の現状に触れ、新たに得られた知見を踏まえて作成された改訂案についてご講演いただいた。

本改訂案では、Ⅱ章及びⅢ章が大きく改訂された。Ⅱ章「猛禽類3種の生息状況」では、現在までの生息状況の知見が適宜反映された。Ⅲ章「猛禽類3種の保護のための調査と保全措置」では、実際の調査・保全等の考え方とその手法において、より猛禽類の生態に配慮した内容となっている。さらに、近年個体数の減少が危惧されるサシバについても、保全の考え方と調査手法が示された。イヌワシ及びクマタカでは、行動圏の特定から営巣中心域や高利用域の推定方法が変更され、オオタカについては、周囲のつがいの巣の位置から行動圏を推定する、定点観測によらない行動圏の特定方法（ボロノイ分割）が示された。保全措置の検討について、主な変更点としては、採食地の保全、特例的な措置、保全措置検証のための調査とフィードバックについて触れられている点などがあげられる。

山崎課長補佐は、本改訂案について、旧来の「猛禽類保護の進め方」のバージョンアップの側面が強いと述べられていた。本改訂案のⅣ章で述べられているような課題は残っているものの、「猛禽類保護の進め方」から10年以上が経過していることから、改訂すること自体に意味があるようにも感じる。長い時間をかけて抜本的な改訂を行うよりも、新たな知見が得られた段階でこまめに見直したいという発言には、今後の猛禽類保護のあり方を発展させようという強い意気込みを感じた。

国内に生息する猛禽類については、詳細な生息実態が解明されておらず、実際に行われている調査による知見の整理と共有が、猛禽類保護の現状を改善するための課題の一つであると改めて感じた。

（レポーター：（株）環境指標生物　阿子島大輔）

REPORT 3

入門研修会・レポート

2012年度環境アセスメント入門研修会

期日　2012年7月5日・6日

本研修会は、入社あるいは環境アセスメント業務に携わって3年未満程度の技術者を対象に環境アセスメントの基礎的事項の理解を目的として開催しているが、環境アセスメント業務従事者に限らず、環境アセスメントに興味がある方にも広く門戸を開いている。

今年度は初の九州開催となり、九州・沖縄支部の会員を中心に15名の参加があった。年齢層は20代～40代とばらつきが大きく、アセスもしくは環境関連業務を3年以上経験している方が約半数であった。

●研修内容

「日本の環境アセスメント」、「気象・大気質」、「騒音・振動・低周波音」、「水象・水質」、「海生生物・生態系」、「陸生生物・生態系」、「自然との触れ合い分野」の7分野について講義を行い、2日間で環境アセスメントの全体像を把握できる構成とした。また、1日目の講義終了後、懇親会を行い、受講者と講師の交流を図ることができた。

●成果及び今後に向けて

受講者のアンケートでは、生活環境・自然環境の全般にわたる幅広い内容を聞くことができて良かったという声を多くいただいた一方で、事例に基づいた実践的な講義内容を望む声もあった。また、これまで経験の少なかった分野に興味が沸いてきた、より深く学びたい、という声もあり、本研修会の意義を再確認できた。

改正環境影響評価法の完全施行によるアセス手続きの変更を踏まえて、今後もより充実した講義を提供できるよう、委員一同検討を重ねていきたいと考えている。本研修会の受講者が専門分野の研鑽を積まれ、実務研修会の方にも、ご参加いただければ幸甚である。

（教育研修委員　山崎孝史）

JEAS 資格・教育センター便り

「資格・教育センター」では、
「環境アセスメント士」の「認定資格試験」や「継続教育（CPD）制度」に関する
情報やご案内を「JEASニュース」に毎号掲載しています。

（1）「環境アセスメント士」資格登録の状況

「環境アセスメント士」認定資格制度は、2005年度に創設後、今年で8年目を迎え、「環境アセスメント士」として資格登録されている方は452名（2012年４月現在）に達しています。「環境アセスメント士」は、全国各地で環境アセスメント関連業務に従事され、高い技術力と豊富な経験を活かし、活躍をされています。

「環境アセスメント士」資格登録者の地域別（勤務地別）の状況は次のとおりです。

■ 資格登録者の状況（勤務地別）　（名）

	生活環境部門	自然環境部門	計	比率（%）
北海道	10	24	34	7.5
東　北	6	14	20	4.4
関　東	116	106	222	49.1
中　部	18	24	42	9.3
近　畿	41	27	68	15.0
中国・四国	12	10	22	4.9
九州・沖縄	22	22	44	9.8
計	225	227	452	100.0

JEASでは、「環境アセスメント士」が社会によく知られ、活躍の場を拡げられるよう「資格制度の紹介パンフレット」、「資格登録者名簿」、さらには「環境アセスメント士活用に関する要望書」等を作成し、関係官庁、地方公共団体、大学、研究機関、民間企業等への説明や資料の送付などにより、本資格制度の周知・PRを行っています。

（2）平成24年度資格試験

平成24年度「環境アセスメント士」認定資格試験は、11月23日（金・祝）に全国7試験会場（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡、沖縄（那覇））で行われます。資格試験の受験申し込みは、7月17日（火）から開始され、9月21日（金）まで受け付けが行われました。試験の実施に関しては、「受験の手引き」をJEASホームページからダウンロードできるようにする、今年度からは試験会場を全国7箇所にするなど、種々改善を図っております。今後とも、より分かりやすく、親しまれる試験制度を目指し、努力してまいります。なお、資格試験の概要は、JEASホームページの認定資格制度の欄をご覧ください。

（3）「JEAS-CPD制度」について

「JEAS-CPD制度」は、「環境アセスメント士」が常に技術・知識の維持・向上を図ることを支援するための制度で、資格更新時（期限5年）には、所定のCPD単位（5年間で250CPD単位）の取得が条件となっています。

本年８月、JEAS-CPD制度の手続き関係について一部改定を行い、より分かりやすくCPD登録が行えるようにいたしました。詳細は、当協会ホームページ掲載の「JEAS-CPDガイドブック」を参照ください。

（4）「環境アセスメント士会」が設立されました

2012年5月25日、協会会議室で設立総会が開催され、「環境アセスメント士会（以下、「アセス士会」という）」が設立されました。アセス士会は個人を基盤として設立された団体で、情報交換、連携強化、社会への働きかけ・アピールを目的として活動されます。「個人の集まり」という特性を活かしてこれまでにない活動ができるのではと期待しております。まだ、加入されていないアセス士の皆さまの入会を期待いたします。

資格・教育センターとしても、アセス士会の活動を支援してまいります。

（資格・教育センター事務局）

協会活動記録

研修部会

環境アセスメント入門研修会　15名

2012年7月5日(木)・6日(金)

(1) 日本の環境アセスメント制度
日本工営(株)　黒崎靖介

(2) 気象・大気質
(株)数理計画　伊豆倉博之

(3) 騒音・振動・低周波音
飛島建設(株)　小林真人

(4) 水象・水質
いであ(株)　島田克也

(5) 海生生物・生態系
(株)日本海洋生物研究所　山崎孝史

(6) 陸生生物・生態系
アジア航測(株)　小栗太郎

(7) 自然との触れ合い分野
(株)プレック研究所　酒井　学

第1回野外セミナー　5名

2012年7月6日(金)・7日(土)

尾瀬自然観察研修会(上田代、牛首分岐、ヨッピ吊橋、見晴、下田代、竜宮十字路、山の鼻)

第1回公開セミナー　43名

2012年8月7日(火)

(1) 放射線に関する基礎的事項
日本エヌ・ユー・エス(株)　近本一彦

(2) 放射性物質の除染に関する環境省の取組
環境省水・大気環境局除染渉外広報室
室長補佐　木野修宏

(3) 除染事業の実際
鹿島建設(株)　菊池　茂

「環境アセスメント士」受験講習会 ―試験の説明および傾向と対策―

2012年8月30日(木)

(1) 生活環境部門・択一問題の解説
JEAS教育研修委員　林　邦能

(2) 資格試験の説明および傾向と対策
JEAS研修部会長　高山　登

(3) 論文問題の対策
JEAS教育研修委員　大野　直

(4) 共通科目・択一問題の解説
JEAS教育研修委員　黒崎靖介

(5) 自然環境分野・択一問題の解説
JEAS教育研修委員　小林　聡

第2回公開セミナー　67名

2012年9月7日(金)

(1) 自然環境影響評価技法研究会報告
「環境影響評価で必要とされる生物多様性ポテンシャルマップの実践的調査研究」

(2) 条例アセス研究会報告
「地方の時代に即した条例アセスのあり方に関する研究～その1地域性に関する基礎研究～」

(3) 政策課題研究会報告
「戦略的環境アセスメント(SEA)に関する研究～SEAの最新動向に関する基礎研究～」

北海道支部

「環境アセスメント士」受験講習会

2012年8月28日(火)

(1) 資格制度の概要と経験論文の書き方及び試験問題の傾向
JEAS北海道支部長　石川　一

(2) 合格体験談
①生活環境部門
エヌエス環境(株)　江頭　優
②自然環境部門
北電総合設計(株)　内山伸二

中部支部

「環境アセスメント士」受験講習会

2012年7月31日(火)

(1) 環境アセスメント士―資格試験の説明および傾向と対策について
JEAS資格・教育センター長　栗本洋二

(2) 合格体験談
①生活環境部門
いであ(株)　吉村友利
②自然環境部門
玉野総合コンサルタント(株)　加藤靖広

関西支部

「技術士／環境アセスメント士」受験講習会

2012年6月29日(金)

(1) 技術士試験受験勉強の進め方
いであ(株)　大下和夫

(2) 「環境アセスメント士」合格受験講座
JEAS研修部会長　高山　登

(3) 合格体験談
①技術士建設部門　建設環境
いであ(株)　佐々倉諭
②環境アセスメント士　自然環境部門
アジア航測(株)　長谷川雄太

第1回技術セミナー　32名

2012年9月7日(金)

(1) 福島原発事故と放射能
名古屋大学名誉教授　松本英二

(2) 古墳測量の新たな展開
奈良県立橿原考古学研究所付属博物館長
西藤清秀

九州・沖縄支部

「環境アセスメント士」受験講習会

2012年9月7日(金)

(1) 環境アセスメント士―資格試験の説明・傾向と対策及び継続教育(CPD)制度について
JEAS研修部会長　高山　登

(2) 合格者体験発表
①自然環境部門
(株)沖縄環境保全研究所　渡嘉敷真司

新刊書の紹介

環境アセスメントと昆虫
(環境Eco選書7)

A5判、236ページ
編集：石谷 正宇
(広島大学大学院
総合科学研究科)
定価：3,150円(税込み)
発行：北隆館

編集後記

今号の特集は、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である「環境基本計画」をテーマとして取り上げました。

4月に閣議決定された第四次環境基本計画では、昨年生じた東日本大震災等の状況を踏まえ、「安全の確保」が「低炭素」、「循環」、「自然共生」の前提としてあげられています。何をもって安全の確保とするか人それぞれだとは思いますが、今後はより一層「安全」といった視点で環境を見ることが必要になったと感じています。

また、日々、追われる様に環境アセスメントに関する実務をこなしていると、過去の事例だけを参考としたその場所にそぐわない画一的な環境配慮のみを検討し、楽をしたい誘惑にかられることがあります。しかしながら、今回の浅野先生のインタビューの中にありました「環境も含めていろんなことを考えることが配慮である」との言葉にハッとさせられ、複合的な視点での環境配慮について考えねばならないことを痛感しました。

今号の特集記事が、環境基本計画に記されている安全かつ持続可能な社会の形成に向けた各種施策を理解する際の一助となれば幸いです。

(編集委員　諸藤大輔)

●表紙：奈良県明日香村(農林水産省「日本の棚田百選」)／写真提供：アマナイメージズ(ヒガンバナ咲く稲渕の里の棚田)

JEAS news Autumn 2012年 第136号
発行／一般社団法人日本環境アセスメント協会　〒102-0092 東京都千代田区隼町2-13 US半蔵門ビル7階
TEL (03) 3230-3583　FAX (03) 3230-3876　http://www.jeas.org/　e-mail:jeas@jeas.org

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC™ C020495